

裁判員経験者と法曹三者の意見交換会

日時 平成29年10月19日（木）午後1時30分から午後3時30分まで

場所 千葉地方裁判所大会議室（新館10階）

参加者等

司会者	金子 武志	（千葉地方裁判所刑事第2部判事）
裁判官	大野 洋	（千葉地方裁判所刑事第2部判事）
裁判官	築田 真央	（千葉地方裁判所刑事第2部判事補）
検察官	加藤 直人	（千葉地方検察庁検事）
弁護士	石川 さやか	（千葉県弁護士会所属）
弁護士	上田 真生	（千葉県弁護士会所属）
補充裁判員経験者	1番	
補充裁判員経験者	3番	
裁判員経験者	4番	
裁判員経験者	5番	
裁判員経験者	6番	
裁判員経験者	7番	
補充裁判員経験者	8番	

議事要旨

別紙1のとおり

(別紙1)

【司会者】

ただいまから裁判員経験者との意見交換会を始めさせていただきます。

私は本日の司会を担当させていただきます刑事2部の部総活をしております裁判官の金子と申します。よろしくお願いいたします。

私は千葉に参りまして5年半ぐらい経ちまして、80件以上の裁判員裁判を経験しております。

私たちは日ごろから裁判員裁判を始める前には、分かりやすい裁判をしようということで事前の準備もしますし、裁判が終わった後には、法曹三者、裁判官、検察官、弁護人が集まって意見交換をしておりますが、やはり裁判員、補充裁判員を実際に経験された方々の率直な御意見というのは非常に重要ですので、それを参考にして、更に工夫を加えていきたいということで、本日は日ごろから裁判員裁判を担当していただいている検察官及び弁護士にもおいでいただいています。

では、検察庁、弁護士会、裁判所の順番で、簡単に自己紹介をお願いいたします。

【加藤検察官】

千葉地方検察庁公判部の検事の加藤と申します。私は裁判員裁判が始まりました平成21年のときからずっと担当しています。

毎回、裁判員の皆さんから御意見を伺いまして、非常に参考になることが多いので、今回もいろいろお聞かせいただきたいと思いますと思ひまして参りました。

どうぞよろしくお願いいたします。

【石川弁護士】

千葉県で弁護士をしております石川と申します。裁判員裁判は多数経験しております。

本日は裁判員の皆様から有意義なお話を伺って、よりよい裁判ができますようにと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【上田弁護士】

弁護士の上田真生と申します。裁判員裁判はまだ経験したことがないのですけれども、これから千葉で新たに裁判員裁判の公判を担当することになりましたので、是非本日は有意義なお話をよろしく願いいたします。

【大野裁判官】

裁判官の大野洋と申します。この4月に千葉に参りましたが、裁判員裁判ができる前の準備段階で少し制度設計に関わっていたとか、その後もずっと裁判員裁判を担当してまいりました。

こういった意見交換会は非常に貴重な機会です。今日は勉強できればと思って参りましたので、どうぞよろしく願いいたします。

【築田裁判官】

私は裁判官になって5年目で、まだ比較的若手の裁判官なのですが、ずっと千葉で仕事をしておりまして、裁判員裁判自体も四、五十件ぐらいはやっているかなと思います。

この意見交換会自体も何度か参加させていただいて、毎回、経験者の方から聞いた御意見などはいろいろためになることが多いなと感じておりますので、今日も皆さんから忌憚のない御意見をお聞かせいただければなと思いますので、よろしく願いいたします。

【司会者】

それでは、最初に、まず裁判員を務められた全体的な感想を一言お聞かせください。特に印象に残っている点とかをごく簡単に結構ですので、1番の方から順番によろしくお願いします。

【1番】

私が事件を担当してからすでに1年以上経ってしまっているのですが、遠い昔のことのようなのですが、それでもテレビのニュースなどで判決が何でしたと裁判の報道が出たりするのを見るたびに、一瞬しか映らないけれども、あの舞台裏ではこんなにたくさんの方がいろいろな考えを持って、いろいろなことを検討したり意

見を交換したりしながら決めているのだなということが分かって、その中に携われたことがすごくいい経験だったなと思いました。裁判を見ること自体があまりなくて、自分の人生の中で役に立つかどうかは分からないなと思っていたのですが、考え方とかいろいろ影響されることがあって、やってみてよかったなと思いました。

【3番】

補充裁判員をやるということになって、刑法などの法律に今までほとんど関わりがなくて、どこまでできるのかなという感じだったのですが、裁判官の方からは法律のことや判例のことまで丁寧に教えていただいたので、当初の予定どおりのスケジュールで判決文も出すことができました。被告人の背景とか生い立ちとかが複雑なところがありまして、いろいろ悩んだ部分もあったのですが、私は納得した結論を出せたのでよかったと思います。

【4番】

私が担当した事件は、責任能力の有無が争点で、心神耗弱か心神喪失で無罪かということ争った事件でございました。

大変難しい事件だったのですが、裁判長、裁判官のお人柄もよく、分かりやすく教えていただきまして、何とかやりきることができました。

裁判所の職員の方も大変親切で、私は若いころに法律事務所に少しだけ勤めていたことがあって、裁判所までは行っていたのですが、法廷の中に入ったのは今回が初めてでした。もっと勉強しておけばよかったなと思うこともありまして、事件が終わってからも何回か裁判所に通って傍聴をしました。

非常に身近に裁判が感じられて、いろいろな意味で未知の分野を学ぶことができてありがたかったなと思っております。

【5番】

私も皆さんと同じように、裁判などというのはこれまで小説とかテレビドラマでしか知らなくて、実際にこういう機会をいただいて参加することができて、非常に

身近に感じるようになりました。

全体の感想としては、私自身が過去にずっとサラリーマンをやってきて、当たり前のようにお客さんの前でプレゼンをしたり、そのための資料を作ってやってきたのですが、こういう裁判の場でもパワーポイントの資料を使って、両方でプレゼン合戦を我々の前でやったので、非常に身近に感じたというか、こういうことをやっているのだと思いました。

ただ、気を付けなくてはいけないなと思ったのは、プレゼンの上手い、下手にだまされず、本当に言いたいことは何だろうということちゃんと見抜かないといけないなということ強く感じました。

【6番】

裁判員に選ばれたときは、少し気が重かったです。実際に裁判所に来てみたら、被告人が外国人で、通訳が入ったために非常に時間がとられて、最初のころは訳が分からなかったのですけれども、だんだん慣れてきて、みんなで話し合いながらまくまとまったのかなという気がしました。全体的な感想としては参加してよかったと思います。

【7番】

素人が裁判に携わっていいのかという疑問もあったりしたので、裁判員に選任されるという通知をもらったときには非常に驚きましたが、結果的には普通では経験できないことを経験できて、すごく裁判というのを身近に感じられました。

ただ、被告人の方にとっては、素人が裁判に携わるということに不信感というのは持たないのかなというのは、今も心に残っています。

あとは、レジュメを作っていただいて、事件の概要や経過などが分かりやすかったので、非常に役に立ったと思います。あのレジュメがなかったらきちんとした自分の考えが持てただろうかという疑問が残るので、これからの裁判員裁判でも提供していただけるといいのかなと思っています。

【8番】

まず裁判員に選ばれるということがすごくびっくりして、まさか私がというところは皆さんも同じだと思うのですけれども、結果としては、私の人生の中でも一つの大きな経験になったと思います。

親子関係のいざこざから放火事件を引き起こしたので、同じぐらいの子供を持つ母親としては、その親子関係がどうなっていくのかというのが、初めに事件の内容を聞いたときの率直な感想でした。

裁判を進めていくに当たって裁判官の方とか裁判員の人たちが何度も繰り返し打ち合わせをして、最後はみんなの意見が一つになって結果が出たので、いい経験をさせていただいたと思っております。

【司会者】

どうもありがとうございました。

皆さん、裁判員に選ばれた後に、どうして選ばれたのかと、本当に抽選なのかと聞く人がいるのですが、純粋な抽選ですし、皆さんの場合は3回もその抽選をかいぐってまさに当選したということなので、運がよかったというふうに捉えていただければありがたいなと思っております。

それでは、別紙2記載の話題事項について、手続の順番に従って皆さんに聞いていきますが、この手続の流れの中で分かりやすさ、分かりにくさについて何か印象に残っていることがあれば、この順番にとらわれずに答えていただいても結構です。

では、1番の方から順番にお願いいたします。

【1番】

私も5番の方がおっしゃったように、検察官の方の資料がカラフルなものを使用するなどしてすごく分かりやすかったのですが、それに比べて弁護人はそういったカラフルな資料とかもなかったもので、これにだまされてはいけないなというのがあったのですけれども、やはり検察官の方が、私の顔を見て一生懸命説明されたことも影響して、すごく分かりやすく感じました。

【司会者】

一件一件違う弁護士がやっていますので、いろいろなところがあるとは思いますが、後ほど今日おいでの弁護士から、実はこんなことも一生懸命やっているのだぞという取組が出てくるそうですので、その場面で確認をしていただければと思います。

では続いて、3番の方、お願いいたします。

【3番】

先ほどの方と同じで、最初の冒頭陳述のときの相互の争点とか証拠の説明を箇条書きにした資料があって分かりやすかったと思いましたが、その資料の説得力が、弁護人には悪いのですけれども、明らかに検察官の方があつたと最初に見て思いました。

もう一つは、私の担当した裁判に出席したのは被告人だけで、他の関係者の方は調書の朗読だけで、証人として直接裁判に出席されるケースではありませんでした。直接証人の方にも聞いてみたいなのというのは思いましたし、何となく文章を読み上げているだけだと、いまいち納得性というか、本当にそう思っているのかなと感じたのもありました。

【司会者】

ありがとうございました。

やはり人から話を聞く方がいいというのは、私たちも分かっている、例えば被害者がいる場合は、被害者の方にはなるべくお聞きしようという取組をしているところではあります。

では続いて、4番の方からお願いいたします。

【4番】

私の場合は、先ほども話があつたレジュメが、弁護人の方も検察官の方も1枚のペーパーにまとめられていて、心神喪失とか心神耗弱とかちょっと頭の中に入りにくいような言葉も、それを見ながらもう一度自分で頭の中で整理することができました。

印象に残ったのは、冒頭陳述のところで弁護人の裁判員に対して訴えるという力が物すごかったので、後でお聞きしたら、どちらかという和法律事務所の力の入れ方というのがあるのだというお話を伺って納得をしました。好きか嫌いかは別として、ドラマで見るような裁判が始まるのだなと感じました。

証人に関しては6人、鑑定医を入れて7人だったので、非常に多くの人の話を聞いて、こちらの方も頭がいっぱいになってしまったというところもありました。

後で考えてみると、項目的にはもちろん質問の内容は書いてはあるのですが、その証人を呼ぶことによってどういうメリットがあるのかというのを具体的に説明してもらえると、この人は何のために呼ばれて何を質問されるのが一番いいのかというのが分かるかなという感じがいたしました。

【司会者】

ありがとうございました。非常にタイムリーな御意見をいただいてありがとうございます。

こちらの方としても冒頭陳述の場面ではまさにそのところですね。法律的な専門用語などがある場合には、分かりやすく説明できたかどうかといったところが重要でしょうし、更には証人の方がたくさんいたので分かりづらかったというお話をさせていただいて、そこはこちらでも意識しなければいけないなと思いますね。

確かに、たくさん証人、関係者が順番に出てきて、順番に聞いていくのですが、この証人で最終的にはどこがポイントなのかというのは少し分かりづらくなることがあります。もっとも何のためにこの証人に聞くのかという部分を、あまり細かく言い過ぎるとまずい場面もあるのですが、それは的確に使い分ける必要があるなというのはおっしゃるとおりですね。

後ほど評議も通じて最終的に責任能力のことなどが分かりやすかったのか、分かりにくかったのかというあたりも是非御意見を伺いたいと思っています。

では続いて、5番の方、お願いいたします。

【5番】

私が参加した裁判では、被告人の方がいきなり体調を崩されたみたいで、少し手続の流れが変わってしまい、きれいにストーリーが頭に入ってこなかったところがあったのですが、それでも資料を見ながら自分なりに流れをうまくつかむことはできたなと思いました。

量刑をどうするかということが主要な争点だったはずなのですが、弁護人が必ずしもそれに焦点を当てて量刑がこうですよというような言い方を全くしてこないで、結局弁護人側のプレゼンの能力が低いというか、こんなことを言って申し訳ないけれども、これで本当に正当な裁判ができるのだろうかと思うぐらいに私は感じました。資料にしても量刑をこれで軽くしてくれという意味合いの資料を提出するわけでもなく、証人にしても一言しゃべらせて、検察から何か言われると黙ってしまうような若い証人しか出てこないし、これでは何かかわいそうだなと思いました。

また、検察官が事件の様子を、そこまで言う必要ないだろうというぐらい細かく悲惨な状況を説明したところ、裁判長も途中で、それは書いてあるからもう読まなくていいですと、止めてくれたのですが、その後に弁護人が、またその同じ話を始めたものだから、なぜそんなに悲惨なことを繰り返し読んだのかと疑問に思いました。

【司会者】

なかなか弁護人側に手厳しい意見が多いのですが、事案によってはなかなかやりやうがない事案もある一方、おっしゃったような御不満が出てしまわないように、裁判が始まる前の公判前整理手続で、量刑のポイントがどこなのかがちゃんと絞られていると、あまり量刑と関係ないところで、こんなに詳しく必要なのかと思われないような審理ができたのかなという気もします。確かに量刑なら量刑で絞って、必要なところはちゃんと厚く、必要ではないところはさらっとやるというところまでいくといいのかもかもしれませんね。

最終的には事件の詳しい状態まではそれほど量刑上は重要ではなかったという御

印象ですか。

【5番】

もちろん検察官側からすれば、いかに悲惨なひどい事件だったかということに印象付けたいわけですから、いわゆる世の中に出回っているような本当に耳を塞ぎたくなるような話をどんどんしてくるわけです。私はそこまでは要らないだろうと思いました。

それを追認するために、弁護側がまた同じ話をするというのは少し異常だと思いました。

【司会者】

ありがとうございました。

争点の絞り方の問題もありますが、弁護人側としてのいろいろな反省点があるのかもしれないので、後ほど弁護士からも御意見を伺いたいなと思っております。

では続いて、6番の方からお願いいたします。

【6番】

特に印象に残ったのは、窃盗と強盗はどう違うのだろうかというような言葉の使い方がちょっと分からない面がありましたが、窃盗はこうなのだ、強盗はこうなのだということを改めて勉強できました。

あと、検察官の方がいろいろ説明する際に、素人なりに大体は分かるのですけれども、核心に触れると何となくぼやけて分からなくなってしまうというところがありました。そのようなときに、裁判官に絶妙なタイミングで休憩を入れていただきました。その休憩の頻度がすごく多いので、どうしてかなと思っていたのですけれども、やはり途中で区切って部屋に戻ってから、裁判官の方から今こういうことを言っているのですという説明をしてくれたことで、とても理解が深まりました。

また、休憩明けには検察官や弁護人から大まかにいうとこういう内容の話がありますよと頭出しされたことで、審理内容が更に分かりやすかったということも印象に残っています。

【司会者】

原則論としては裁判官が説明しなくても当事者が話した内容でさらっと分かっていたのを目指してはいるのですが、確かに事案とか内容によっては三者が協力しないと分からないということもあると思いますので、そのあたりは一つの反省材料ということで受けとめさせていただきたいと思っております。

では、続いて7番の方からお願いいたします。

【7番】

私が非常に気になったのは、検察官は理詰めですごく細かくお話しされていて、レジュメも分かりやすく作られていたのですが、弁護人のレジュメは、素人の目から見ても手を抜いているのではないかなという感じがしました。もともと被告人が資力のない方だったので恐らく国選弁護人だと思うのですが、そういった意味もあって、あまり真摯に対応していないのではないかという印象を持ちました。

【司会者】

ありがとうございました。

先ほどおっしゃっていたレジュメというのは、いわゆる検察官とか弁護人が最初とか最後に配ってくれた紙のことなのですね。

【7番】

はい。

【司会者】

ちょっと見劣りがするというのは、見た目がカラフルではないというだけではなくて、内容的にもちょっと力が入っているのかと疑問を感じてしまったというところなのでしょうね。

では、最後に8番の方、お願いいたします。

【8番】

裁判についての知識がなくて、2時間ドラマのスペシャルみたいなものしか想像していなかったので、先ほどの冒頭陳述とか証拠の説明というのも、手続きの流れ

の中で分かってきました。

資料のことについては、どちらも同じではないかなと思ったのですが、弁護人の方はとてもパフォーマンス的に、例えば検察官の方が被告人と呼ぶのを、弁護人の方は何さんというお名前と呼んでいました。好感的に印象付けるためだったと思うのですが、逆にそうになってしまうと意外と引いてしまったりして、あまり元気が過ぎるといえるか、パフォーマンスが過剰だったのではないかなと思いました。

一方、検察官は、量刑のみが争点ということで、淡々と話していました。

ただ、先ほどもおっしゃられたように被告人の方が精神疾患を患っていらっしゃるのですが、そういうものも知らなくてネットで調べたりして、犯罪を犯すと人はみんなそれぞれなにがしかの病気を患っているというので片付けられてしまうのはどうなのかなと思いました。

【司会者】

ありがとうございました。

精神疾患があることが最終的に量刑に影響するのか、しないのかとか、どういう意味で量刑に影響するのかというのは審理を通じて頭に入った感じなのでしょうか。

【8番】

被告人の生い立ちとか育ってきた環境が病気を引き起こしたということになると、量刑の全てではないにしても半分ぐらいは影響するのではないかなとは思いました。

【司会者】

ありがとうございました。

それでは、弁護人に関する話題が多かったので、この流れで少し弁護士から何か御説明いただければと思います。

【石川弁護士】

忌憚のない御意見を頂きましてありがとうございました。

御指摘いただいたところは弁護士会としても頑張っていきたいなと思います。

まず、レジюмеのところでは何人かの方から検察官の方が見やすかったというような御指摘をいただきましたが、弁護人の方もそれぞれレジюмеは作っているかと思えます。冒頭陳述とかですと検察官と全く同じでは意味がないので、内容が被らないようにというか、こちらの主張している内容がより分かりやすくなるような工夫をして作成しているところではあるのですが、場合によっては見にくくなるような、カラフルかどうかということだけではなくて、内容面について、もしかしたら浅くなるようなことがあるのかもしれない。

ただ、弁解するとすれば、刑事裁判では検察官の方が立証責任を負っているためにより詳しい内容を説明する必要性があつて、そういった観点からすると、弁護人の作成したレジюмеが少し浅くなったと感じてしまうという点がもしかしたらあるのかもしれない。もちろん弁護人の力量が足りなかったというような事情もあったのかもしれない。

それから、冒頭陳述などのパフォーマンスのお話があつたかなと思います。弁護士会としては裁判員裁判のときに、こういうように冒頭陳述をやるといいでしょうと推奨しているやり方というのがありまして、4番の方が御経験された弁護人は講師もしているような弁護士ですので、一応あれが弁護士会で推奨しているようなやり方になります。もちろん一般の方が見たときにちょっとやり過ぎではないかと思われるところも、もしかしたらあるのかもしれませんが、一方で、やる気がないとか、分かりにくいと思われても何なので、やり過ぎないところというのがなかなか難しいところです。私自身もパフォーマンスが立ってしまうところもあるので、そこはやり過ぎないようにという点も必要なのかなと、聞いていて思いました。

あとは、国選弁護人が付いている事件なのですが、私たちとしては国選弁護人だから気を抜いているというようなことはなくて、国選弁護人だろうと私選弁護人だろうと一生懸命務めておりますが、裁判員の皆様にその点が伝わらなかったのだなと思えます。

裁判員の方が見ていないところで、被告人と打合せみたいのを結構やっているの

ですけれども、そういう一生懸命さや熱心さは公判の場で必ずしも表れないところもあるのだろうなと感じました。

【司会者】

ありがとうございました。

弁護士会全体で質を高めようという努力はされていると伺っていいわけですか。

【石川弁護士】

はい、そうですね。裁判員裁判自体の研修というのも幾つか設けておりまして、そもそも裁判員裁判は一定の研修を受けないと担当できないように弁護士会ではしているのですが、共通の研修を受けていたり、一度裁判員裁判の名簿に登録されるようになってからも、ちゃんと実力をつけていけるように定期的に研修を受けるという取組はしています。

それから、皆さんが書いてくださったアンケートを各弁護士が事件後に見て、頂いた意見を踏まえて次の裁判員裁判のときには生かせるようにと、そういった試みはしております。

【司会者】

ありがとうございました。

冒頭部分については、皆さん全員から一人ずつお話を伺いましたので、証人尋問とか論告、弁論に関しては事件ごとにポイントを絞って伺いたいなと思っておりません。

まず1番の方の事件と7番の方の事件では、被害者の方のお話を聞いていただいて、それが信用できるかどうかが一番のポイントということだったと思いますので、被害者の方の信用性について対立ポイントが分かりやすかったか、逆に言えば、前提として尋問の仕方等に問題がなかったかどうかということ、もし御意見があればということ伺いたいと思っております。

まず1番の方、いかがでしょうか。

【1番】

私が担当した事件の被害者の方が、被告人の顔を見たくないということで、別室で証言をしていましたが、質問が適切だったかどうかというよりは、自分が女性だからというのもあって、意地悪なことを聞くなという印象がありました。

また、弁護人の尋問の仕方が、それがその方の手法なのかもしれないのですけれども、被告人に対しての質問の中で、あなたはいつもこういうふうに着きセクハラまがいのことをやっていると、そういうふうな尋問をするのだなみたいなところが少し印象に残っています。

【司会者】

印象としては検察官と弁護人と意見が分かれていて、それがどこで意見が分かれているということは何となく分かった上で評議に臨んだような御印象なのかどうか、そこはいかがでしょうか。

【1番】

それはよく分かりましたし、参加している裁判員も違いは分かって臨んでいたと思います。

【司会者】

続いて7番の方から、何かありましたらお願いいたします。

【7番】

私が担当した事案は被害者の方が外国人の方で、在日はもう何十年ということもあって、言語的には日本語は特に問題がなかったように思います。

ただ、そうではあっても通訳の方が付いていて、検察官や裁判官が質問する内容を通訳して質問がされていたのですけれども、こちらからすると、その被害者の方は日本語が堪能なので、通訳している時間が無駄だなと思いました。たまに被害者の方が向こうの言葉で話したことを通訳するのですけれども、その通訳がよく分からない通訳で、逆にそういう足手まとい的なところもあったのが少し残念だったなという気がします。

あとは、被告人の方や被害者の方への検察官や弁護人の質問等は、我々にも分かりやすく非常に役に立ちました。ただ、すごく残念に思ったのが、審理が進むうちに、もう一度被害者の方の話を聞きたいということがあったのですけれども、その被害者の方が1日しか出席されなかったもので、後日、改めてということができなくて、少し判断に迷ったところがあったので、そういうところがもう少し改善されると更に審理に役に立つのかなと思いました。

【司会者】

ありがとうございました。

例えば証人に何度か尋問する必要があると最初から予測されている場合には、もう一度来てもらうようなことを予定することもあるのですけれども、通常はそこまで予定しないので、やはり一度でもう終わりですよということを皆さんにもお話ししてやっている感じなのですね。

ところで、また同じ話になってしまうのですが、検察官と弁護人、相互の意見が違っているポイントとか、それが評議のポイントとしてちゃんと分かりやすかったかとか、その辺はいかがでしょうか。

【7番】

その辺は検察官の方や弁護人の主張というのが強調されてお話しされていたので、裁判員にとっては分かりやすく、特に最後まで判断に迷うようなところはありませんでした。

【司会者】

それでは続いて、また少しポイントを絞らせていただいて、4番の方とか6番の方の事件というのは法律的な考え方を理解した上で、判断しなければいけないということで、そのあたりは法曹関係者の説明とか審理の仕方に問題がなかったかどうか少し気になる場所ですので、刑事責任能力であれば責任能力の有無の問題とかに絞っていただいて、何か印象に残っている点がございましたらお聞かせいただければと思います。

4 番の方からお願いできますでしょうか。

【4 番】

鑑定医の証人尋問の場合には、被告人に対する面談とかいろいろな試験というものがあつた上での発言なので、それをもとにどちらかというといふと決まってくる方向性が強かつたのかなと思ひました。

つまり、私自身としては、どちらかというといふと証拠で出てくる 110 番での通話記録とか、LINE を送つたときの文章とかで、犯行当時の被告人の心情や心理というものがどういふものなのかなというのを理解しようといふと努めるのですが、結局は鑑定医の話によつて、それがまだ正常な心理が残存しているといふことを言われると、それ以上のことを何か問ひただすといふこともないのかなといふのがありました。

鑑定医の言葉がこれほど信頼されているのであれば、逆にセカンドオピニオンではないのですけれども、鑑定医の人が一人で決めていいのかなといふのが、若干疑問が残つた部分です。

【司会者】

ありがとうございました。

正常な心理の残存とかいふ言葉がさらつと出てきた時点で、よく理解いただいたのかなといふのは感じたのですが、確かにおっしゃつていただいたように非常に難しい問題であります。限られた時間の中でこの問題について解決して結論を出さなければいけないといふことで、一応、法曹三者の間ではある程度こういうことであればこういうふうに判断するといふ共通認識ができていると、それに沿つてお互いに証拠が提出されます。皆さんの目から見ると、確かにもっと違ふいろいろな考え方も聞きたいといふのは分かるのですが、そこは法曹三者でこの事件でこの責任能力といふことで、こういうところに着目して判断していただければいいのではないかといふところを話し合つていふところもあつて、その結果、ある程度混乱せずに皆さんに情報を提供できたのかなといふ部分もあります。非常に貴重な御意見を頂きましたので、更に参考にさせていただければなと思つております。

それでは続いて、6番の方の事件でも何か御記憶の点がありましたらお願いいたします。

【6番】

DNA鑑定というのと精神鑑定があったのですがけれども、DNA鑑定というのは鑑定医の先生がいろいろ鑑定した結果をデジタルで資料にまとめて、それを提出していますので、正しい、正しくないは別として、誰が見ても評価できると思えました。

それから、もう一つ、精神鑑定については、精神科医がいろいろ資料とかをそろえて説明していただきました。その結果を見てどう判断するかなのですがけれども、DNA鑑定に対して精神鑑定はすごくアナログ的なので、その判断の仕方がすごく難しかったです。

精神科医はもちろんああです、こうですとは言いませんので、それをどういうふうに判断するかというのが、私たち裁判員6人の皆さんでいろいろ話し合ったのですけれども、それがすごく難しくて頭を痛めたところです。

【司会者】

ありがとうございました。

そういった専門的な分野についても一応の情報提供はしてもらって、ただ、むしろ最後の判断の悩みが大きかったという理解でよろしいのでしょうかね。

それでは、今度は少し話題を変えまして、量刑が主に問題となった事件で、最終的に判断するとき、量刑のポイントが審理の中で絞りやすかったかどうかといったところを、量刑が主に問題となった3番の方の事件、5番の方の事件、8番の方の事件からお伺いしたいと思っています。

では、3番の方、いかがでしょうか。

【3番】

被告人が生い立ちも親子の家族関係とかも複雑で、犯行動機が、本当に納得できないような理由だったので、最後までちょっとよく分からないというか納得できな

いような部分がありました。

本人の生い立ちとかいろいろなことを聞いていますと、かなり同情すべき部分もありましたし、生活面でも相当経済的にも困窮していましたし、そういったところから最終的には執行猶予付き判決になりましたので、情状酌量はかなり酌まれたのかなと思います。

【司会者】

今、執行猶予のことに触れていただいたのですが、恐らくこの事件では裁判の最初、冒頭陳述の段階から弁護人としては執行猶予を求めて、要は執行猶予にできるかどうかポイントなのですよということを提示した上で審理を進めて、最後に評議に行く流れだったと思うのですが、そのあたりは裁判を通じてそこがポイントなのだというのは何となく頭に浮かんだような感じだったのでしょうか。

【3番】

裁判官の方から過去の判例とかというのを見ながら説明していただいたので、それである程度皆さんも納得はいったのかなとは思いますが、ある程度もう枠が決まっているのだと、こういう場合はこういう結論になるというような感じが出ていた気がします。

【司会者】

ありがとうございました。

では、5番の方からも審理の中で量刑を決めるポイントはどこなのかとかが分かりやすかったかどうか、そのあたりの御意見がございましたらお願いいたします。

【5番】

今回私が参加させていただいた裁判の被告人はその前の刑で執行猶予中だったのですが、判決では、それも考慮した結果ですという内容にはなりましたが、前の刑についての執行猶予が取り消されて、それが実刑になってしまうことも考慮してやるのであれば、その前に犯した事件についてもっと詳しい説明をすべきではないかなと思いました。

【司会者】

ありがとうございました。

前の犯罪の内容がどう影響するかというのは、やはり同時に処罰した場合にはどういう刑になるのかとか、前の執行猶予のときには刑期がどうなっているのかとか、そのあたりを本当は事前に皆さんにも紹介しておいた方がよかったのだろうなというのは、気を付けなければいけないなと思いますね。

恐らくそこも含めて、公判前整理手続では、前の刑の資料をどれぐらいどういうふうに提示するのがいいのか、悪いのかとか、議論したりはしているのですね。ポイントによってその示し方が違ったり、あまり影響させてはいけない場合は、あまり影響させないような示し方をしますし、してもらわないと決められない場合は、分かるような示し方をしていますので、そのあたりはやはり皆さんの御意見も参考にしながら資料の作り方を決めていきたいなという印象を持ちました。

ありがとうございました。

では、最後に8番の方お願いします。

【8番】

量刑を決める際に、3番の方がおっしゃられたように最後の方になって過去の判例とか事例を何例か見まして、最高でもこのぐらいだなという枠が何となくみんなに植え付けられたような感じはありました。放火は未遂に終わりましたがけれども、やはり放火というのは罪が重いというふうに聞いているわけですから、被告人だけのことを思うと、量刑をというふうには考えますけれども、例えばマンションに住んでいて隣の部屋が火事になったらどうするかとか、そういうことを考えると、やはりその辺の罪の重さというのははかりきれないのではないかなとは思いました。

【司会者】

枠というのは、要するに量刑の決め方には一定のルールがあって、法律に従って決めなければいけないということと同じ意味なのかなとは思っているのですが、他方で、放火の事件を担当していただいて感じられた感想というのは何となく分かる

ところがあります。放火罪というのは、昔は木造建物がたくさんあって、密集しているところで一旦火がついたら大変だということで刑がすごく重くなっているのですが、それが社会の実態からずれている場合、この犯罪をどう見るかというのは、そこに皆さんの意見を反映して決めていただくという価値はあるような気がしますので、そういう視点でむしろ見ていただいてというのも一つのやり方かなと思ったりします。

それでは、ここまでの御意見を伺った上で、検察官なり裁判官の方からも何か感想とか、もしくは更に皆さんにお聞きしたい点があれば、一言いただきたいと思えます。

まず検察官からお願いいたします。

【加藤検察官】

裁判員の方に是非ともお尋ねしたいのですが、今、私どもの方で専門家証人の尋問というのが結構難しいということで、内部でいろいろ検討しておりまして、今回の事案の中で、精神科医の証人尋問をやらせていただいた事案がございますけれども、実際にお聞きいただいてどれぐらい頭に入りやすかったか、どういったところが分かりにくかったかというのを一つ御意見を伺いたいと思えます。

実は大体の事例でパワーポイントを画面で表示させて、いろいろと鑑定医の方から口頭説明もかなり詳しくということをいろいろやっていると思われるのですが、そこら辺をお聞きいただいて、特に印象に残ったのがどんなところで、あまり印象に残らなかったのはどんなところかなというのをお聞かせいただければと思います。

【司会者】

先ほど少し触れてはいただいているところなのですが、では改めて、まず4番の方、鑑定人の方からプレゼンしていただいて、更に質問という形はとられていたと思うのですが、どうでしょうか。

【4番】

鑑定医の方の説明というかお話で、記憶に物すごく残っているというところはな

くて、むしろこの膨大な資料ですとか、本人と話をしたのをこれだけよくまとめたなという感心の方が強くなっておりました。

鑑定医の方のお話はよく分かりましたし、言っていることもきちんと伝わったと思います。

【司会者】

あとは、6番の方も先ほど触れていただいたと思いますので、判断には迷ったけれども、前提となる説明の部分は特に違和感はなかったということでもよろしいでしょうか。

【6番】

はい。違和感は全然ありませんでした。プロジェクターで説明してくれたのですが、プロジェクターに入っていないような内容をたくさん言うとか、いろいろ脱線するとか、そういうことは一切なくて、少しだけ説明を加えているということだったので、私たちとしては話している内容については、その都度、理解はできたと思います。理解はできたのですけれども、全体的にどうなのだと言われると、はてなというところがあったので、非常に悩んだということなのです。

【司会者】

ありがとうございました。

では続いて、裁判官から何かあればお願いします。

【築田裁判官】

皆さんの御経験として審理、法廷でいろいろ話を聞いたり証拠を見たりしている期間の中で、裁判官がこういうことをしてくれてすごく分かりやすかったとか、逆にもうちよっところこういうところをフォローしてほしかったとか、そういう御意見があれば伺いたいなと思います。

【司会者】

先ほどフォローしてもらったという趣旨の発言はあったことはあったのですが、それ以外で何か裁判の間の裁判官の役割みたいな感じですかね。当事者がいろいろ

プレゼンをしたりとか証人尋問をしたりとかするのですが、その過程で裁判官の方で何かフォローができた、できなかったとか、何かございますでしょうか。

では6番の方、お願いします。

【6番】

だめなことではないのですけれども、私たちはいいことばかりというかスムーズにいったので、その経験からすると、結構私たちが初心者というか、分からない人たちなので、裁判長、裁判官の方がそういう立場に立っているいろいろ説明してくれたというのがあったので、非常によかったです。

具体的にどうなのかというと、例えば評議にしても今、審理している内容にどっぷりつかるとはなくて、話題を少し違う方に振ったり、何でもないことなんでしょうけれども、例えば休憩が終わって法廷に入るとき、実はこういうやり方で入るのですよと、どうしてと聞くと、この方がかっこいいでしょうとか、そういういろいろな話をされて、やはりそういうふうに言われると少し和むのですね。それで、またちょっと思い直していろいろ考えられるようになる。そういういいところがあったなという気がします。

【司会者】

それでは5番の方、お願いいたします。

【5番】

法廷の場でというよりも、一旦法廷から戻ったときに、裁判長から、それはいい質問だから是非質問されたらいいですよと言われましたが、こんなことを聞いてちょっと恥ずかしいですと躊躇したところ、そんなことはないですよ、是非聞きましょうと、結構後ろから背中を押していただいて、その法廷の中で被告人に対する質問をさせていただきました。やはりああいう場で質問をするのは物すごく躊躇してしまうのですけれども、かなりそこら辺を裁判長の方がいいのですよと、そういう質問は是非歓迎ですということを書いていただいて、頭の中でちょっとわだかまっていたようなことを質問させていただくことができました。

【6番】

今話を聞いてちょっと思い出したのですけれども、評議室で評議をするときに、Aと自分は言ったのだけれども、みんなと話しているうちに何か違うなと思ったら、それを押し切らないでAからBに変えてもいいですよというふうに一番最初に言われたのです。そういう話があって評議がスムーズに進んだということもあって、非常によかったなと思いますね。

【司会者】

ありがとうございました。

では7番の方、お願いします。

【7番】

裁判員というのはある意味いろいろなところからの寄せ集めで、それまでの人生経験も違うし、どういった教育を受けたかというのも違うわけで、そういう中ですごく分かりやすく法律の仕組みというのを教えていただいたのが大変よかったかなと思います。

具体的には、例えば刑というのがなぜ必要なのかというところから、それは量刑を決めるときの前振りだったのですけれども、そういった基礎的なことを逐一説明していただくと、こちらとしても非常に理解がしやすく、その後の考え方にも影響が出ました。

きちんと我々が率直に判断ができるようなアドバイスというものを適宜入れていただけたのが非常に役に立つことは今後も続けていただければと思います。

【司会者】

ありがとうございました。

それでは、弁護士からその他の質問がありましたら質問してください。

【石川弁護士】

総じて被告人質問、証人尋問で分かりにくかったとおっしゃった裁判員の方はいらっしゃらなかったなと思ったので、特に分かりにくかった点がないということな

らそれで結構なのですが、もし印象に残っていて少しこの辺は分かりにくかったなという点がありましたら、感想的なものでも一向に構わないのですが、教えていただけたらなと思います。

【司会者】

いかがでしょうか。確かに分かりにくいというお話は出ていないような気がしますが、そういうふうに聞かれたら、確かにここはみたいなことで、証人でも被告人でも結構ですけれども、質問自体の仕方でも結構ですし内容でも結構なのですが、確かに分かりにくかったなとか、こんなのは要らないのではないのかとか、いろいろな切り口があると思いますけれども、何か記憶に残っている方がいらっしゃれば挙手をしていただければと思います。

【1番】

実は弁護人の方とか検察の方とか誰がということよりは、証拠で出てきた骨折しているかどうかというのを見極めるためのレントゲンの写真が出てきて、専門の先生が二人いらっしゃっていたのですけれども、骨折しているとおっしゃっている場所の説明が少し異なっていたので、その取扱いが分かりにくかったというのがありました。

それはどなたかの発言とか話す内容がというよりは、証拠の見極め方が難しかったということなのですけれども、それが少し印象に残りました。

【司会者】

尋問の仕方とか内容とかで、他に何か少し分かりにくかったなとか、要らなかったのではないのかというのはいかがでしょうか。

4番の方、お願いいたします。

【4番】

証人の方というのは一般人がある日、特に悪いこともしていないのに、突然証人になって、宣誓をさせられて、被告人に準ずるような形で、真ん中に立たされているいろいろな答弁をしている感じを見ると、もう少し扱いを丁寧にしてあげられたらい

いかなという全体的な感想を持たせていただきました。

【司会者】

4番の方が担当した事件は、最初に出てきた証人に対して、全体的に裁判員の方も含めてちょっと責めるような感じになってしまったので、そのような感想を持たれてしまったのかもしれませんがね。

この証人で何を何のために聞くのかがもう少し分かっていると、少しその扱いという言い方があれかどうかは別として、質問の仕方が変わってきたのかなというのは私も感じていました。

では5番の方、お願いします。

【5番】

今の方と同じような話です。

私の裁判の中でも弁護人側の証人として、性犯罪を犯した人のための民間の更生施設の方が証人として出てきて、被告人と接見して資料もいろいろ作って、この人はこういう性癖とかこういう性格だから、こういう手当てをしなくては行けないのですという話をされたのですが、非常に若い方で、当然裁判に出てくるのは初めてだと思うのですけれども、やはりあの真ん中にぽつんと立たされて、検察の方から先ほどと同じで被告人に言うのと同じようにばしっとやられて、もう何も言えなくなってしまって、見ていてかわいそうぐらいで、あなたはそれでは今までやってきた経験があるのですかと、経験はあまりないけどと言ったら、以上です、終わり、ぱちっとやられて、まるでドラマを見るようだったのです。そこら辺は弁護人側がもう少しちゃんとうまく防御してあげればよかったのかもしれないのですけれども。

被告人側でも被害者側でも両方とも、証人に対してはもう少し人間として扱ってあげるべきだなという気はしましたね。

【司会者】

相手がいる話なので、相手からこういうふうに責められますよとかいうのをどれ

だけ準備して心構えを持ってもらうかとか、いろいろな視点で事前に準備できたかどうかで、恐らく変わってくるのかなという気はしています。

そのあたりは、私たちもそこまで別にひどく扱っているつもりはないのですが、質問の結果、どうしても対立する当事者からそれぞれ質問し合うという構造上、恐らくその方も皆さんもそうですが、その場に立ち会っていないとそこはすごく印象に残るのだなというのは、逆に言うと私たちもよく分かったところなので、そこは少し気を付けていかなければいけないのはありますね。

最後に、皆さんに一言ずつお話しいただく項目が3番ということでございまして、裁判員としての負担感ですね。裁判員の負担は軽減しなければいけませんので率直におっしゃっていただいて、あと、これから裁判員、裁判員候補者になられる方へ伝えたいことを、一言、二言で結構ですのでお願いしたいと思っております。

【1番】

私は補充裁判員だったので、最後の判決のときに傍聴席の方から見ることででき、実はそれがすごくよかったなと思ったのです。

裁判員の席からは意外と法廷が狭くて明るくて、いろいろなことが白日のもとにさらされるみたいな感じの印象だったのですけれども、傍聴席からは意外と遠くて、みんな普段は使い慣れないような言葉でやりとりされていて、その中でもし自分が被告人の家族だったりした場合はこういうふうに聞くのだなと思えたことがすごく印象に残っていて、そのときに唯一裁判員の人だけが一般の人という感じで、自分と同じような考え方で見守ってくれているような印象を持ちました。

それまでは、全く法律の素人なのにこんなところで話合いに参加していいのだらうかと思っていたのですけれども、こういうことが大切なのかなと、被告人とか家族にとっては法律の専門の人が自分の分からないところで話し合いを進めていって量刑が決められるのではなくて、素人の方もいてその中で、見守られた中で決まっていくのだなというのが分かるのがいいのだなと思えたのです。

だから、自分の知り合いに裁判員をやった方がいいよと言えるかどうかは分から

ないですけれども、とても必要で大切な裁判員制度なのだよということは伝えたいなと思いました。

【3番】

負担感という意味では、定年になって仕事もやめたところだったので、時間的には余裕があるときだったのです。

ただ、一緒にやった裁判員のメンバーの方の中には、かなり会社の方から、嫌みでもないのでしょうけれども、いろいろ言われながら仕方なく参加したという話もありました。会社から不利益なことも被るのではないかなというような感じも受けたので、どこまで裁判員になるのに便宜をされるかが難しいところだなと思いました。

あと、私は足に障害が少しありましたが、裁判官の方とか事務局の方からも階段、エレベーターの乗り降りなどの配慮をしていただいて、非常に助かりました。

これから裁判員になる方へのメッセージは、もし選ばれるようなことがあれば、やりたくてやれるわけでもないし貴重な経験になるだろうと思います。いろいろな仕事をしている方、いろいろな方との交流もできますので、積極的に参加しておいても無駄にはならない経験だと思います。

【4番】

私は8日間にわたって携わらせていただいたのですけれども、仕事がその間の分がなくなるわけではないので、その後それをフォローしていくのが少し大変だったなと思ひまして、健康に気を付けて臨むことが大事かなと思います。

終わってから何人かの方にお話をしたときに、私はだめだわという話があったのですけれども、その理由というのは、どちらかというところ、人を裁くということを私はできないと、そこに躊躇している方が多くいらっしゃいました。

でも、被告人が患っていた産後うつという社会的な問題は今後も大きく出てくるでしょうし、この判決のあった翌日には一般紙にもこの特集記事が載っていて、社会との関係というのが裁判というのも大事なのだなと思いました。

ですので、裁判官の方や検事、弁護士の方も含めて労力をかけてこの裁判をやっているのです、その労力の分を更にまた社会の中で一般の人も含めて還元できるようなことができたらいいなかなと思います。

【5番】

私も一線を退いていますので、時間的な負担はあまりないので非常に有意義な機会を与えてもらったと思っていますし、友人等にもこういう機会があれば是非参加するようにという話はしていました。

ただ、その後の心のケアの資料みたいなものをいただいていますけれども、扱う事件によっては、生々しいものを例えば二十歳過ぎぐらいの若い女性が聞いたらかなりショックを受けるだろうし、少なくともまともな判断はできなくなるのではないかなという気もしました。

もちろん抽選で決まるわけですがけれども、やはり案件によってはちょっと不適切になるような人というのを除くようなことを、裁判のために少し配慮した方がいいのかなという気はいたします。

【司会者】

ありがとうございました。

精神的な負担を感じそうな証拠というのは必要最小限度のものにしようということで、私たちとしては取り組んでいるところがあって、そこに御意見としては生かさせていただきたいですし、確かに特殊な事件なので、この事件を私がやるとすごく大変ですと言ってもらえれば、それは辞退していただくということもできることはできますので、両方向からこれから参考にさせていただきたいと思っております。

では6番の方、お願いいたします。

【6番】

私も仕事をリタイアしていたので特に負担はありませんでした。ですが、最初はやはり不安だらけで、千葉地方裁判所へはどうやって行くのだろうとかを調べてみたり、何時に行けばいいのだろうとか、そんなくだらないことを心配してしまし

た。

それから、裁判の期間について普通の倍かかるのだよという話を聞いて、えっと思ったりしましたが、特にそれが負担とかそういうことはなく、終わってみたら、何かすごくいい経験をしたなという感じがしています。機会があったらまたやりたいねと他の裁判員の人たちも話していたので、自分もそんな気持ちで終われたような気がします。

裁判官とか裁判長の進め方もあったかなと思うので、非常に感謝をしています。

【7番】

私の場合は勤めているのですけれども、企業の方に理解があって特別休暇がもらえるので、負担感というのは全くありませんでした。なので、こういった裁判員制度を広めるには、自営の方はまた別なのですけれども、企業にも理解してもらおうというのが必要なのかなと思いました。

あと、今回参加してみて、いい意味で裁判官、検察官、弁護士さんの方々はやはり普通の人間なのだなという感じがしました。テレビで見ると法曹関係の方々というのは、厳格で非常に規律的で人間味がないような描き方をされているのですけれども、決してそうではなくて、やはり同じ人間なのだというのが再認識できた次第です。

あとは要望というところと言うと、裁判員が携わるのは第一審だと思うのですけれども、その後、自分が携わった裁判がどういう経過をたどったのか、控訴されたのかとか、もし控訴されたのなら例えば控訴審で判決がひっくり返ったとか、そういうところまで簡単に分かるようになっていると、自分の考え方がどう生かされたのか、もしかしたら判断というのが間違っていたのか、間違っていたとしたらどういところが違っていたのか、そういうところも、特に自分自身としては携わった以上、経過をたどりたいたいなと思ったので、そういうところを改善していただけると助かるなと思いました。

【司会者】

ありがとうございました。

控訴されたかどうかだけであれば、2週間経った時点で、裁判所の書記官室の方へお電話いただければお知らせできます。それ以上、全部追いかけてというのは逆に双方にとって負担になってしまうというのもありますので、その点は参考にさせていただきます。

では最後に、8番の方、お願いいたします。

【8番】

まず裁判の感想なのですけれども、裁判長の方が判決を言われて、その後に被告人に少しお話しされたのですね。あなたの人生はこれからというようなことを話されて、私たちも聞いていてちょっとうるったので、その話が強く印象的に残っております。

裁判員に選ばれたときに関しましては、私も会社は特別の休暇がありましたので、4日間と抽選日も休暇をいただいております、会社に対する負担はなかったのですが、やはり職を離れるということは戻ったときに周りの方に対する負担をかけたことへのお礼ということがあるので、なかなか双方全てがうまくいくというのは難しいのではないかなと思いました。

私が周りの方に裁判員にたまたまなったのよと言うと、やっぱりねというふうに言われて、選ばれる人が選ばれたのではないのかなということと言われるのですけれども、たまたま抽選で当たっただけですよという話をしたので、もし2回目、3回目があったら、また参加させていただきたいと思えますし、周りにそういう方がいたら、是非経験のためということをお話ししたいと思えます。

【司会者】

それでは、以上で本日の意見交換会は終了させていただきます。

皆様から貴重な御意見をたくさん頂きましたので、今後、私たちの方でも御意見を生かしていきたいと思えますので、今後とも裁判員裁判をよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

(別紙2)

話題事項について

- 1 まず、裁判員を務められた全体的な感想を一言お聞かせ下さい。
- 2 次に、今回の意見交換会では、「審理の分かりやすさ」についてのご意見をお聞かせいただくことが予定されております。そこで、当日は、次のような話題事項に沿って、意見交換をお願いしたいと考えております。
 - (1) 検察官や弁護人の活動は分かりやすかったですか。印象に残っているのはどのような点ですか。もっとこうして欲しかったといった要望はありますか。
 - ① 冒頭陳述（審理の最初に検察官と弁護人が行った説明）で、事案の内容や争点、証拠調べのポイントがよく理解できましたか。
 - ② 証拠の説明（モニターを利用した書類の説明や供述調書の朗読等）は、どのような点が印象に残っていますか。
 - ③ 証人、被告人に対する質問は的確に行われていましたか。質問事項書等の配付された書面は、供述内容の理解に役立ちましたか。
 - ④ 論告・求刑、弁論（審理の最後に検察官と弁護人が述べた意見）は、評議で意見を述べる際に、どのように役立ちましたか。
 - (2) 裁判官の説明は分かりやすかったですか。印象に残っているのはどのような点ですか。もっとこうして欲しかったといった要望はありますか。

例えば、裁判手続や法律用語、争点や量刑の決め方等に関する説明内容は分かりやすかったですか。それらの説明の時期は適切でしたか。それらの説明が、証拠の内容を理解したり、評議で意見を述べたりする際にどのように役立ちましたか。
- 3 最後に、裁判員としての負担感（仕事や家事との調整等も含めて）にも触れながら、これから裁判員（又は候補者）となられる方へ伝えたいことをお聞かせ下さい。